

会議名称		令和6年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日 時		令和6年10月31日(木) 14時00分から15時45分まで
場 所		杉並区役所 第3・4委員会室(中棟5階)
出席者	委 員	佐藤慶浩会長、宇田川通宏委員、内田正人委員、内山誠委員、惠羅明子委員、手島広士委員、山崎正博委員、井口えみ委員、小池めぐみ委員、小林ゆみ委員、安田マリ委員、浅見雄輔委員、福内恵子委員、岡本静香委員(オンライン参加)、堀部やすし委員(オンライン参加)
	実施機関	なし
	事務局	武井区政イノベーション担当部長、黒澤情報管理課長、眞鍋情報システム担当課長
傍聴者		0名
配布資料	事 前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 令和6年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録(案) ・資料2 令和6年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・資料3 令和6年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会特定個人情報保護評価第三者点検部会報告事項 ・参考資料(杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表)
	当 日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・答申文(案)
【会議内容】		
1 開会 2 令和6年度第1回審議会会議録の確定について… 資料1 3 令和6年度第2回審議会報告・諮問事項について… 資料2 4 特定個人情報保護評価第三者点検について… 資料3 5 その他 6 閉会		
報告・諮問事項審議結果一覧		
報告第6号	個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	報告了承
諮問第3号	住民情報系システムの標準化に伴う特定個人情報保護評価第三者点検について	決定

会長	本日は御多用の中、当審議会へ御出席いただきありがとうございます。定刻になりましたので、「令和6年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開会いたします。はじめに、連絡事項について事務局からお知らせをお願いします。
情報管理課長	<p>本日の会議の連絡事項をお伝えいたします。本日の会議におきましても、オンラインによる会議参加を実施しております。本日は岡本委員、堀部委員がオンラインで参加をしております。</p> <p>次に、本日の会議につきまして加藤委員から欠席される旨の御連絡がありました。</p> <p>続きまして、審議会進行に当たっての留意点について御説明いたします。発言者を明確にするため、発言をされる委員の方は挙手をして会長の指名を受けてから発言をしてください。また、お名前を名乗った上で発言を行ってください。オンライン参加の委員におかれましては、発言時以外はマイクをミュート状態にしていただくようお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、資料1の令和6年度第1回の会議録についてですが、まず事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。</p>
情報管理課長	特段ございません。
会長	それでは、委員の皆様から会議録につきまして、訂正箇所、御意見等はございますか。
(意見等なし)	
会長	<p>ないようですので、令和6年度第1回の会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>それでは、次に次第3に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきます。初めに、報告第6号です。報告第6号、「個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について」の当審議会での取扱いについて確認します。</p> <p>昨年4月に改正個人情報保護法が施行されたことにより、令和4年度まで当審議会に個別に報告・諮問されていた個人情報の取扱いに係る類型的な案件について、報告・諮問することができなくなったため、個別の業務における個人情報の取扱いについての審議ではなく、個人情報の取扱いに関して、区の内部で実施した自己点検の取組状況を審議会に報告していただくものです。それでは、報告第6号について、事務局から説明をお願いします。</p>
(報告第6号)	
情報管理課長	(案件について説明する)

会長	ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。
小池めぐみ委員	何点かお伺いします。まず、多文化共生の所、報告 20 の国際交流で、今回、在留資格の組合せということですが、在留資格には言語情報は載っていないかと思うのですけれども、これは、言語情報を取得するために国籍と組み合わせて使用するということでおろしいでしょうか。
情報公開調整担当係長	本件ですが、まず、在留資格を使うに至ったところとしまして、在留資格が分かると、対象となる方がどのくらいの期間在留しているのかが分かることがあります。加えて、調査により、76%ぐらいの方はやさしい日本語での通知等をしてほしいというデータを、文化交流課が把握をしておりました。そのため、在留資格と組み合わせることで、まず、その方が在留している期間を把握し、やさしい日本語での対応ができるかを検討するということでした。残りの 24%の方に関しては、国籍とも組み合わせて、その方の母語で対応できるのであれば、その言語で対応したいと考えているというようなやり取りが部会ではございました。
小池めぐみ委員	部会でも利用目的を踏まえて適切に利用することとなっていますが、在留資格は高度な資格情報、例えば職業や在留の期間など、私たち日本国籍の住民票には載っていないような情報が含まれているかと思いますので、取扱いについては特に注意していただきたいと思います。それから、その後の放課後等居場所事業の入退室管理システムですが、こちらは希望者のみの利用ということでよろしいでしょうか。
情報公開調整担当係長	放課後等居場所事業の入退室管理システムですが、希望制なのか、あるいは全員に登録をしていただくのかというところについては、後ほど主管課に確認をして後日になりますが、回答をさせていただきます。
【質問に対する回答】	入退室管理システムは、趣旨をご理解いただいた希望者のみにご利用いただきます。
小池めぐみ委員	続けて質問します。報告 27 のマイナンバーカード、マイナ保険証の利用登録の解除事務、こちらは 10 月 28 日付けでホームページに掲載されていまして、解除事務が始まっているところかと思うのですが、12 月 1 日以前の解除申請で、紙の保険証を持っていない人には保険証の再交付申請が必要とホームページ上に書いてあります。ですが、12 月 2 日以降の解除申請者であって、手元に紙の保険証がない方や取っておいてない方に関しては、どのような手続になるのでしょうか。
情報管理課長	12 月 2 日以降に解除申請をした場合は、既に被保険者証を持っている方については、そのまま被保険者証を利用していくことができます。有効期限については令和 7 年 9 月末までとなっていると思いますけれども、その有効期限が切れる前に資格確認書を郵送する予定になっています。 また、被保険者証を持っていない方につきましては、本人確認ができるものを持っていれば、その日のうちに資格確認書を交付できると聞いていますので、特に空白期間ができることはありません。

小池めぐみ委員	続いて、報告 29 についてですが、インクルーシブ教育支援員の人員配置に対して、東京都の補助事業を申請するに当たって、対象となる児童・生徒及び配置された職員の個人情報をなぜ提出することが必要なのかをもう少し詳しく説明をお願いします。
情報公開調整担当係長	この補助事業は、区が配置した支援員の方の人工費等の費用を東京都に補助金として区が申請するというスキームになっています。なぜその情報を提出しなければいけないかというところの明確な理由を主管課のほうでも都から示されたわけではないのですが、一般的に補助金というところで考えますと、その後の監査等に当たって、補助金の支出が適切だったかということの確認をするために、そのような根拠資料を求めているのではないかというように推測しております。
会長	ほかの方で、質問があれば挙手をお願いいたします。
山崎正博委員	報告 23 について、子どものイブニングステイ事業という言葉がありまして、これについて具体的なことをお聞きしたいのが 1 点。あと報告 25 について、いわゆる学童だと思うのですけれども、この設置している場所とかが全然分からぬのですけれども、どこで設置して、どのような活動をしているかということを、区民はどのようにして情報を得ることができるのでしょうか。
情報公開調整担当係長	まず、子どもイブニングステイ事業ですが、業務の概要としましては、家庭や学校で安心して過ごせない要保護・要支援家庭の中高生世代の子どもたちが、安心して自分の時間を過ごすことを実現するために取組を行うというようになっておりまして、基本的には、自宅にも少し居づらいというような中高生世代の方が、そこで時間を過ごすことができるような取組になっていまして、主管課の回答としては、その中で食事の提供などもしていきたいと考えているというような回答がございました。
山崎正博委員	具体的にその場所が分からぬのです。例えば、区民がこれを希望したとして、どこでどうやって何をしているのかが全然つかめぬのですけれども、それについての情報はどうなのでしょうか。
情報公開調整担当係長	関係機関や児童相談所から子ども家庭支援センターに報告のあった、要保護・要支援家庭のお子さんが対象になるというところでして、まず、要保護・要支援児童としての登録がされてから、各種の支援をしていきます。そして、その中の 1 つの事業として、このイブニングステイ事業の利用ができるということで、まずは、杉並区要支援家庭サービス調整会議設置要綱に基づき、要支援家庭向けサービスの利用可否を決定し、その後、当該家庭の保護者、児童へ、この子どもイブニングステイ事業を紹介します。紹介を受けた御家庭が利用を希望する場合は申請をするという形になっております。 事業実施場所は、受託者が定める特定の場所となっています。現時点で、どこで行われるのかは事務局としてはまだ把握をしていないところです。

	次に、放課後等居場所事業ですが、基本的にはこの事業は小学校の中で実施しており、学童クラブではなく、また児童館でもなくて、小学校の施設を活用して実施している事業ということになります。例えば、杉並第二小学校では「はっぴいタイム」という名称でこの事業を行っておりまして、ほかにも桃井第三小学校や桃井第五小学校、その他、済美小学校や松ノ木小学校などでもこの事業を実施しております。
山崎正博委員	その情報 자체を、区民としてどのように得ることができるのか、そこを御説明いただけますか。
情報公開調整担当係長	今、私が申し上げた、事業の実施場所は、区のホームページに掲載しております。また、対象世代である、小学生世代の御家庭に関しても、同様の案内をしているものと認識しております。
【補足説明】	子どもイブニングステイ事業の実施場所について、当該事業の利用対象者は、要保護・要支援児童のうち、区が必要と認めた児童と限定していることから、広く公表をしないこととしています。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。
浅見雄輔委員	報告 25 について質問です。いつ入室して、いつ退室したかという時間が、保護者に通知されるというシステムとのことです。入室時間や退室時間も、子どもの個人情報だと思うのですけれども、それはこの入力の対象の情報にならなくていいのかなと思って、その辺の質問とかは部会では出なかったのでしょうか。
情報公開調整担当係長	入退室時間については、利用児童の個人情報に該当し得るかというところの判断について、時間だけでその児童が特定されるのかというところの判断もあって、今回は登録をしなかったというところです。引き続き、ほかの案件等の、どのように判断しているかというところの調整も加味しまして、やはり入退室時間も記録したほうが適切だろうということであれば、当然所管と調整しまして、入力するというところは考えてございます。
浅見雄輔委員	この児童がこの時間にこの場所に、ここからここまでいたというのは間違いなく個人情報だと思うのですよね。要するに、退出しているということは、例えば、もう外にいるからって犯罪に巻き込まれるかもしれないとか、その情報はすごく大事な情報ではないかと思うのですが、その辺の部会の検討状況を教えてください。
情報管理課長	入退室時間につきましては、特定の個人とは結び付かない形で記録をすることになりますので、誰かを特定できるような個人情報ではないことになります。
浅見雄輔委員	この子は今入室したとか退出したということは、保護者の方に通知が行くのではないですか。ですから、その情報はその個人と必ず結び付いていると思うのですが。誰かがいるというのでは全く何の意味もない情報だと思うのですけれども。
情報管理課長	すみません、今、私がお答えしたのは、統計として利用するというとき

	の想定でお答えしたものです。
浅見雄輔委員	統計ではなくて、この子が何時に入室して何時に退出するという情報のことです。
区政イノベーション担当部長	保護者の方には、例えば児童が4時に入室したらそのように通知が行くのですが、その情報そのものは、記録としては、単に一人がその時間に入ったということしか残ないので、個人情報としては扱わないと、そういう考え方です。
浅見雄輔委員	では、記録としては残らないということですか。分かりました。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。
堀部やすし委員	報告の28、参考資料でいうと79ページからになるのですが、選挙人・投票人に関する業務についてです。こちらは住基ネットでの確認について、機器障害等が発生し、即時に確認できなくなった場合に備えて、あらかじめ転出者に係る本人確認情報を保管しておくというものだということです。部会の資料によると、このデータは、選挙後3日以内に削除することになっています。3日以内に削除するというルールはどのような根拠で設定されたのでしょうか。個人情報は、不要になり次第速やかに削除することが原則だとは思うのですけれども、選挙の効力について、不服申立てが出ることもあるかと思います。照会したデータを使用した場合に、選挙後14日間ぐらいは不服申立てが出される可能性がある中で、削除してしまうということにリスクはないのかどうなのか、この辺りの見解をお聞かせいただければと思います。
情報公開調整担当係長	この3日という設定の根拠は確認しておりませんので、後ほど所管に確認をさせていただきたいと思います。 ただ、当日障害が出たときのための一括照会の事前データとなりますので、当日以降、当然住基ネットが使えるようになれば、住基ネットで当該データを確認できるかと思いますので、そういったところもあるのかなとは考えておりますが、この3日の根拠については確認をさせていただきたいと思います。
【質問に対する回答】	「選挙後3日」という期間に関して、法的根拠や都からの保有期間にに関する指示はございません。選挙管理委員会としては、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）が復旧すれば、保管したデータを参照する必要がないため、翌日開票や作業の遅延、祝日等の休務日の可能性を考慮し「選挙後3日」という期間を設定いたしました。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。
小池めぐみ委員	報告29の教育指導に関する業務ですが、これは以前までは行っていない個人情報の提出ということでしょうか。確認をお願いしたいです。
情報公開調整担当係長	この補助事業自体が今年度から使えるようになったと、所管課からは聞いております。
小池めぐみ委員	以前までは、この個人情報は提出していなかったということでいいですか。

情報公開調整担当係長	事業自体を利用していませんので、提出はしていません。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。では、私から、先ほど別の委員からも質問が出たのですが、イブニングステイ事業というのは、夜間の保育というか、ある程度の年齢の方も含まれると思うのですが、夜間保育のことだという理解でよろしいでしょうか。
情報公開調整担当係長	業務の概要説明書においては、開所日は原則月曜日から土曜日のうち3日以上で、開所時間は午後4時から午後9時とするようになっています。中高生が対象になっているので、学校が終わってから家に帰りづらいというところで、この間の時間を過ごすぐらいの時間が想定されているものと思われます。
会長	わかりました。次に、報告24の所で、記録項目は非常に数が多かったわけですが、部会のほうからも、その項目についてという質問をして、所管課からは、「現行システムの項目を引き継いでいる」という回答が得られたという点について、こちらの参考資料にある項目の所においても、大量な項目があるわけですが、本来これは追加になった所は下線が付くはずという理解で合っていますか。
情報公開調整担当係長	そのとおりです。今、会長がおっしゃっているのは電算入力記録票のことです。
会長	はい。
情報公開調整担当係長	電算入力記録票の作り方について、項目追加の場合はアンダーラインを引くのですが、今回新規作成になりましたので、203項目全部新規という形なのでアンダーラインは引いておりません。
会長	今の説明と、回答にある「現行システムの項目を引き継いでいる」ということは、記録票が新規なこととはどういう関係にあるのでしょうか。
情報公開調整担当係長	今回の案件は、今使用している子ども家庭相談システムという別のシステムがありまして、これを入れ替える形になります。当然使う機能、業務としてやらなければならないことは同じであり、同じ機能を持っていて、項目はそのままですが、電算入力記録票としては別の帳票を立てるため、新規作成の形になっています。既存の記録項目を精査した上で、結果として同じ項目を新規帳票に記録をしています。
会長	業務が新規なわけではなくて、システムを新規に導入することですかね。
情報公開調整担当係長	そのとおりです。
会長	分かりました。
区政イノベーション担当部長	今のお話ですけれども、今までの帳票の作りですと、事務局から説明申しましたように、システムそのものが新しく変わりますと、全て新規項目という取扱いをしてきているわけですが、会長からも御指摘があったように、そうすると今まで同様のシステムがあった場合に、そこから引き継

	いだ項目なのか、このシステム入れ替えに伴って新たに追加した項目なのかが一目では分からぬ状況になてしまますので、そういう表記の方法については少し考える必要があるかと思います。
会長	<p>分かりました。ありがとうございます。ただ、意見したわけではなく、質問しただけなので、自主的にそういうふうに御判断いただいたという理解をしておきますね。</p> <p>今の質問の趣旨としては、前のシステムの機能を引き継いだから点検をしなくていいということではなく、項目は多くても、全部の利用目的が合致しているか等の点検をしないといけないところ、仮に、前からのシステムを引き継いだから点検をしなかったということだと点検の方法としては問題があると思いましたので、確認をした次第です。</p> <p>そうしましたら、この後、意見を聞いていきますが、今回のこの報告第6号についての意見の考え方ですが、お手元の資料2の最後のページ、表になっている8ページの資料です。当審議会から出せる意見は、こここの運用方法に関するものとなります。こちらの表の見方を改めて説明すると、左側に「質問・意見の類型」があり、上に「個人情報の取扱類型の該当性」、それから2行目に、「個人情報の収集方法」とあります。ずっと行って、表の中段くらいに線が引いてあり、左側に「その他の内容」とあります。この線の上の所が、当審議会が部会に対して、こういうことを確認するようにと指示しているものになります。それに対して部会の中で、「その他」というものが発生しましたという場合、今回ですと、18番を見ていただくと「その他」に○が付いています。○が付いたので、それは当審議会から部会に対してこういう点検をしてくださいと言っていたかった項目で、部会で気になることが発生したことを意味するわけです。それに対して、どういう観点で部会が点検をしたのかということが「その他の内容」で、18番については「個人情報を取り扱う職員の制限」を確認したことになります。それから、「デジタル・セキュリティ部会の運営について」ということを確認しましたという報告になっているわけです。</p> <p>当審議会で、まず行わなければいけないこととしては、「その他の内容」という項目を線の上に昇格させるのかということです。次回以降も、この「個人情報を取り扱う職員の制限」という観点での点検を、全ての事案に対して行なうことを当審議会から部会に要請するのかというところが、当審議会から部会への意見になるわけです。ですから、まずこの部分に関しての意見があれば、その意見をまず伺う形になります。この報告内容の個別の案件に関して、この報告のここに関してはこういうふうな形にしてほしいという意見は当審議会から出せませんので、その点を御留意の上で、この後の御意見を頂ければと思います。では、御意見がありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
小池めぐみ委員	今、杉並区では、子どもの権利条例の制定に向けた取組も行っているところです。先ほどの放課後等居場所事業のことですが、やはり凶悪な犯罪

	<p>が増えている中で、保護者の心配や懸念が高まっていることは否めないと思います。</p> <p>一方で、やはり子どもの権利というところでの個人情報、先ほど浅見委員からも質問がありましたが、いつ、どこで遊んでいるのかというところは高度な個人情報になってくると思います。特に、放課後等居場所事業は、小学校の低学年までは学童を利用していたけれども、中学年、高学年になって児童館がなくなてしまい、行く場所がないという児童も利用することが多いものになっています。学童は、保護者の就労している時間に預けるので、入る時間と出る時間はそもそも決まっています。ただ、放課後等居場所事業に関しては児童館の代替という形で始まったものなので、入る時間も出る時間も今まで自由だったはずです。その自由さというところに子どもも魅力を感じて利用していたところもあります。ですから、子どもの権利を担保した上で危険を回避するために、入退室管理システムを導入することはもちろん必要になってくるとは思いますが、きちんと希望者のみの利用ということで、保護者や児童等の本人の意見も尊重していくような形が取れるといいのではないかと考えています。</p> <p>次に、マイナンバーの保険証の解除申請ですが、これも、いつ解除が始まるのかということで、国からの事務の手続の情報がなかなか下りてこなかつた状態があつたかと思います。12月2日に廃止になってからも、紙の保険証が期間内は使えるということを知らない方もいますし、手續がいろいろ別れていて、12月2日より前と、2日以降でどう異なるのかというところが、特に高齢の方などには、とても複雑な説明になってくるかと思いますので、丁寧な説明と周知を心掛けていただきたいと思います。</p> <p>それから、教育指導に関する業務の所ですが、所管からも個人情報は識別できない形にして提出が可能かどうかというのをやり取りしてくださったようですが、今まで必要のなかった個人情報の提供だと思います。通常、学校は、地域の学校に行くか特別支援学校を選ぶかというのは個人の自由、選択の自由です。もちろん、就学前相談でいろいろな情報提供をされたり案内があるかと思いますが、要綱の記載によれば、この児童は特別支援学校への就学が適当であると判定された児童であるという情報を、東京都に支援員配置の補助金を得るために提出しなくてはいけないというのは、その選択した児童、保護者が意図していないところで自分の個人情報を東京都に提出することになってしまうので、これは対象者に対して、東京都にその情報を提供したことを周知すべきだと思います。</p>
会長	当審議会から、この報告に対して出せる意見は、この8ページの表をどう改善するかという意見です。今の小池委員の御意見は、最終的な意見を求めるこの背景説明ではあったと思いますが、例えば入退室時間が足りないのではないかということが、この表の中の、今、既存の項目がありますよね、線より上の部分。この中のどこかで読み取れるのか。読み取れ

るにもかかわらず、部会がそれを読み取れていなかつたということであれば、そこの項目の強化をお願いするというのが、審議会が出す意見になります。

あとは、この項目で読み取れないことがあった場合には、この中に項目を追加しましようという意見を出すことになりますので、そういう観点で考えていただければと思います。入退室時間は先ほどお話があつたように個人と紐付いていなかつたので、個人情報ではなかつたという御回答だつたと思います。この中のどの項目に関する部会の対応が不足だつたのか、それとも、項目が足りないのかというところをまず明確に御意見を頂くと意見が出しやすくなると思います。個別の案件に関して改善してほしいということは、この審議会からの意見は残念ながらできなうことになっていますから、それは避けていきたいと思っています。

例えば、先ほど堀部委員から、報告 28 に対して 3 日以内に削除となつてゐるが、本来行政事務を行うには最低 14 日間は必要なのではないかという御意見がありました。これに関しては、この 8 ページの表を見ていたくと、上から 4 個目に「個人情報を保有する期間」というのがあるわけです。本来、項目としては、この「個人情報を保有する期間」という所で読み取られないといけません。従来は保有期間が長すぎるのでないかという観点で、ここの項目を部会が対応していたのだと思います。今回出た委員の御意見は、これが短すぎるのではないかという意見が出たので、部会に対しては、この「個人情報を保有する期間」という所を、長すぎるということのチェックのほかに、短すぎるのではないかというチェックも併せて行ってくださいということを、この審議会から部会に意見をするという形になります。ほかの項目に関しても、このやり取りで見つかった問題があつたとしますよね。問題があつたら、その問題が次回改善されるためには、この 8 ページの表をどう改善すればいいのかということが、当審議会が部会に対して出せる意見になります。

あとは、この項目について個人情報を保有する期間が長すぎないかというのと短すぎないかというふうに分けていくというのもあります、そうすると、項目数が増えていってしまうので、なるべく項目の数は増やさずに、その項目の中で確認すべきことを指示する形にして、意見を出せればと思います。

ほかに御意見があれば、まず御意見をお伺いしたいと思います。大丈夫でしょうか。それでは、当審議会として、この 18 番の「その他の内容」の項目を上に昇格するのかしないのかを判断するに当たり、まずは御意見を伺うことになります。この「その他の内容」に関して、「個人情報を取り扱う職員の制限」、18 番の報告内容が最初でしたので、かなり前のものですが、思い出してくださいながら、この 2 つの項目に関して、今後ほかの全報告事項に対してチェック項目として入れるべきなのか入れなくてもいいのかというところに関して、まず御意見を伺えればと思います。参

	考資料よりも、資料2の2ページの部会と所管部署とのやり取りを見ていただき、これに対して、部会としては、こちらの8ページの下のものが、項目としては上の項目から読み取れなかつたけれども部会が気づいた点として報告をしていただけたということになるわけです。
浅見雄輔委員	一般的に秘密情報とか個人情報は、限られた人たちが必要な範囲で扱うべきだというルールがあると思うので、どの範囲の職員が関わるべきなのかというのは、やはりチェック項目として必要かと思います。
会長	ほかに、御意見はありますでしょうか。
安田マリ委員	今の浅見委員の御意見に関連して、私も個人情報を取り扱う職員の制限というのは重要な項目かと考えます。関連してお聞きしたいのが、外部委託した場合の個人情報を取り扱う方たちの制限や限定という取決めは類型表のどの項目に入るのでしょうか。
情報公開調整担当係長	自己点検表を見ていたければと思いますが、委託ですので、例えば、参考資料の57ページに委託の自己点検表がありますが、この14番。委託先における責任者や従事者の管理体制を書面で確認するかという点検項目を設けており、委託契約のときに、この確認事項に基づいて必要な業務体制表等を提出させることがルールとして設定されているというお答えでよろしいでしょうか。
会長	今の事務局の説明に関連して、この8ページの表の、線の上にあるものはどうやって作られてきたのかというと、これまで部会が所管課に確認をしたものと積み重ねてきたものです。そのため、当然に点検しているようなことは項目としてはないのです。所管部署が徹底されていることは、こここの表には現れません。この場合、部会でチェックをしてないのかというと、今回の件で改めて考えると、先ほど事務局から説明がありましたように、57ページ等にある自己点検表は全部埋めてきていて、自己点検表に問題がないということを確認した上で部会がヒアリングを行っているという手順になっているので、自己点検表で確認がされているということになります。それを踏まえると、8ページの表の1行目の所に「自己点検表の妥当性」というような項目があるといいかと私は思いました。今回18番の所で「個人情報を取り扱う職員の制限」と書いてあるのは、職員の制限に問題があったということではなく、この質疑応答の中でそれに触れ、個人情報を取り扱う職員を制限しているという説明をしたことです。これに対し、部会としては当審議会への報告において、この8ページの表の作成があったので、「その他の内容」の所に「個人情報を取り扱う職員の制限」として○を付けてくださったというところになります。私の意見としては、これは上に昇格する必要はなくて、これに限らず、職員の制限以外にもいろいろな点検項目があると思うのですが、それは全部自己点検表の中でチェックが行われているので、8ページの表の所の「質問・意見の類型」の所に関して、一番上の所に「自己点検表の妥当性」というのがあればチェックリストとしてはいいのかなと思いま

	<p>した。</p> <p>この次の「デジタル・セキュリティ部会の運営について」というのも同じように、質疑応答のやり取りを、項目出しとして書いたらこういう書き方になるから、ここに書いてくれたというところですね。これはチェックリストとして漏れがあったということではなく、この8ページの表の所の見出しに書いてあるとおり、これは「質問・意見の類型」なのです。所管課が気付いていないことを部会が指摘したという報告なので、これまでこの自己点検表の妥当性というのはなくてよかったです。ないということはどういうことかというと、所管課が作成した自己点検表がしっかりとできっていて、部会が再確認する必要がないようになっていたということを意味していますので、この見出しの所を少し変えて、「質問・意見の類型」というよりは、「部会での点検項目の類型」等にした上で、1行目に「自己点検表の妥当性」とすることにしていければいいかなと思いました。</p> <p>あとは、先ほどの保有期間が短すぎるのでという部分に関しては報告の28にありますので、28の上から4行目の「個人情報を保有する期間」の所にチェックが付いていませんので、これは次回以降、部会がこの「個人情報を保有する期間」に関して、長すぎるという観点ではなく、短すぎないかということも観点に加えて、次回以降改善をしていただく形に、この表を使っていただくのがいいかと思いました。</p> <p>私からの今の説明に関して、もし御質問や御意見があれば伺えればと思います。大丈夫でしょうか。そうしましたら、次回以降、こちらの表を、単に見出しの問題ですが、「質問・意見の類型」の所を「確認事項の類型」とすることにさせていただいた上で、「自己点検内容の妥当性に関して」という行を入れていただく。この行については、○が付いていないことが、所管部署がしっかり自己点検をできていたということになるかと思います。では、ほかに御意見はありますでしょうか。大丈夫ですか。では、御意見がなければ報告第6号は了承といたします。</p> <p>次に、令和6年度第1回の審議会で諮問を受けました諮問第3号「住民情報系システムの標準化に伴う特定個人情報保護評価第三者点検について」につきまして、部会の報告を受けたいと思います。この案件は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第7条の2により設置した部会において審議を行うこととし、9月26日に開催された部会及び後日行ったメールによる確認で審議が終了しています。まず、事務局から配布資料の説明を頂き、次に部会長として私から点検結果の報告をいたします。その後、御質問、御意見をお受けしたいと思います。それでは、まず事務局から配布資料の説明をお願いいたします。</p>
--	--

諮問第3号

情報管理課長	(配布資料について説明する)
会長	次に、私のほうから部会での審議について説明します。今回の部会で

	<p>は、住民情報系システムの標準化により、情報システムの基盤が、国が提供するクラウドサービスであるガバメントクラウドに移行することに伴う評価書の修正内容について審査を行いました。ガバメントクラウドに移行することに伴い、システムの保守をリモートで実施できるようになることで生じるリスク対策に関する記載や、ガバメントクラウドの安全性の確保に関する記載が新たに追加されていることを確認しました。</p> <p>また、質疑・意見交換により、資料3-3のとおりということで先ほど事務局から説明がありました。資料3-3をお開きください。資料3-3のとおり、現在区が利用しているデータセンターの利用がなくなることから、当初、現在のデータセンターの利用に関する記載を削除する修正案が示されていました。資料3-3の灰色の見出しの列の一番左のもの、これが当初杉並区が記載した内容になります。しかし、単純に記載が削除されただけでは、移行後にどのようなセキュリティ対策が実施されているのかが読み取れないため、国が提供するクラウドサービスにおけるセキュリティ対策を追記することなどを部会として求めました。後日、修正内容を確認し、その妥当性を確認しました。</p> <p>以上のことから、評価書の適合性・妥当性について問題は認められなかったと考えております。以上が私からの報告になります。</p> <p>今の所を補足しておきますので、資料3-3を見てください。列としては4番目ですが、「当初の記載」と書いてある所が、杉並区が最初に第三者点検部会に出した資料です。次の右の列が第三者点検部会の説明で求められた「修正案」、それから、そこで出た「意見」があり、最後に、意見を受けた結果、当初の記載をどのように書き換えたかという、最終的な修正結果が一番右の列にあります。これは、杉並区が何かを見落としていたということではなく、もともと杉並区の中にあるシステムを、国が用意するシステムに引っ越すということをしたため、基本的には国が行う対策なので、それに関しては杉並区の対策ではなくなり、記載を削除という形で杉並区は判断しておりましたが、第三者点検部会では、国がどういう対策を講じるのかをここに書いたほうがいいのではないかと意見しました。ここに書くことによって国に対してそれを求めたということになりますので、やるべきことをきちんとやりますと国が言っているのを、ただ鵜呑みにして信じるだけではなく、杉並区としては、現時点で国がこういう対策を講じると言っていることをここに明記したという形になります。ですから、ここで対策そのものに不備があったとか不足があったということではなく、記載問題として単に国がしっかり実施しているから、それに関しては明記しなくていいだろうと思っていたところを、国がしっかり実施すると言っていることを記録として、ここには明記しましょうということにしましたという違いになっているというところです。今の説明について御質問、御意見ありますでしょうか。</p>
(質問、意見等なし)	

会長	<p>それでは、御質問、御意見がないようですので、諮問第3号は決定いたします。</p> <p>それでは、答申に行く前に、先ほどの報告第6号の中で委員からの御意見にあったのですが、類型の中に移せなかったことが1つあるので、それに関して、御意見があれば、どうやっていけばいいか意見交換をしたいと思うのです。それは、東京都から提供を求められた個人情報を提供するに当たり、利用目的について余り明確な回答が得られなかつたというものです。東京都の補助金の申請に当たり提出するものなので、出さざるを得なかつたというのが、報告の中に1つあったかと思います。これは、なかなか難しい問題で、今日の審議会で出てきたのは東京都のものでしたが、国の場合もあるかもしれない、そのところに関しては、現状では対応が難しいかなという気もしますが、当審議会から杉並区の部会に対して、こういう確認項目を設けるとよいのではないかという御意見があれば伺いたいと思うのですが、どうでしょうか。</p>
小池めぐみ委員	<p>私もすごく心配しているところで、東京都は、個人情報をどのように取り扱うのかというのは、杉並区には下りてきているのでしょうか。例えば何年間とか、取扱いの範囲、どこまで記録を残すのかとか、そういうことは、どこまで共有されているのでしょうか。</p>
情報公開調整担当係長	<p>個人情報が入っている書類ではありますが、東京都の事務としての行政文書ということになりますので、基本的には東京都が定めている文書管理規定に従った年数を経過したら当然に文書廃棄されるものだとは思います。これについても、特に収集した情報の保有期間に係る明確な説明は、区の所管課としては受けていないということになります。</p>
会長	<p>報告の中でも、杉並区のほうが自主的に改善している部分として、東京都は情報の提出方法をメールの添付ファイルでいいと言っていて、杉並区からセキュアな通信経路を利用して東京都に提出したことがあるので、その状況からすると東京都が個人情報の取扱いを杉並区よりは重要視していないというように思いますよね。個人情報の取扱いに関して、審議会としては不安がありますが、そういう部分に関して、審議会としての対応ができますかね。何かアイデアがありますか。あとは、懸念を個人情報保護委員会に出すのですかね。</p>
情報管理課長	<p>今話題になっている案件ですが、区としても、かなり重要な情報を相手方に提供しているという認識があります。東京都とも、所管課を通じてにはなるのですけれども、かなりの回数やり取りはさせていただいて、特に、先ほど御意見にもありましたが、受け取る側の東京都のほうでの情報に対する重要性の認識というのが、我々としてもどういう認識なのかなと思うところがあったというのが正直なところです。当然我々としても、相手が東京都であっても、国であっても、個人情報の取扱いに関して、言うべきことは言っていく必要があると思っております。ただ、その手段として、直接言うというのも当然あるでしょうし、あるいは、個人情</p>

	報保護委員会を通じてということが、我々も今まで今までそういう実例はないのですけれども、何かしら言うべきことがあれば委員会を通じてということが可能なのかどうかというのもありますが、そこは考えていきたいと思っています。
会長	<p>もし出すとすると、杉並区から出してもらうというよりは審議会から出すのだと思います。ただ、個人情報保護委員会は、個人情報保護法しか所管していないので、個人情報保護法上の問題がないものは、仮に委員会がおかしいと思っても法改正をしないと動けないと思うのですね。</p> <p>今回の事例は、背景として、恐らく命令を出す側のほうの意識が高いという暗黙の前提があり、それにもかかわらず、この前提が崩れてしまい、命令を出す側の意識が、現状で言うと、東京都の意識のほうが杉並区の意識より低いという状態が起きたため、法が想定している状況ではなくなっているというところです。今は1件ですけれども、引き続き杉並区の部会の案件で、同じことが頻繁に起きるようであれば、審議会として、どうすればいいのかを検討したいと思います。私はすぐに思い付かなかったのですが、今日、この場にいらっしゃる皆様からも具体的にすぐにということはなかったので、これは引き続き検討し続けていきたいと思います。</p> <p>挟み込んでしまって、すみませんでした。本件に関しては、当審議会としては先ほどの報告の中では改善の具体的な意見は出せなかつたわけですが、引き続きの検討課題としたいと思います。</p> <p>戻りまして、諮問第3号につきまして事務局が答申案文をお配りしますので、内容の御確認をお願いします。オンラインにより参加されている委員の皆様は画面から御確認ください。</p>
(答申案文配布)	
会長	この内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	では、答申文を区政イノベーション担当部長にお渡しいたします。
(答申文手交)	
会長	本日の議題は以上となります。最後に、事務局から何か連絡事項等ありますでしょうか。
情報管理課長	会議録についてですが、本日確定しました令和6年度第1回の会議録につきましては事前にお配りしたものから変更がございませんので、改めての提供は控えさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願ひいたします。
情報公開調整担当係長	法定調書に係る住所等の確認について御連絡いたします。令和6年分の委員報酬に係る法定調書に関連しまして2点御連絡がございます。1点目、令和6年中に御住所の変更があった委員は事務局までお知らせください。2点目、法定調書の送付先につきましては、原則審議会資料を送らせていただいている送付先への送付を考えております。資料の送付先以外への送付を御希望される委員は、事務局までお知らせください。お手

	<p>数をおかげいたしますが、該当される委員におかれましては、審議会終了後、事務局職員にお声掛けください。なお、区議会選出委員の皆様につきましては、区議会事務局で法定調書を対応いたしますので、法定調書に関する御連絡は以上です。</p> <p>続いて、次回の審議会の日程についてお知らせします。次回の審議会は、令和6年12月17日(火)14時から、終了時間は、案件にもよりますが17時を想定しています。会場は本日と同じく中棟5階第3・第4委員会室の予定です。どうぞ、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	それでは、以上で令和6年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただき、ありがとうございました。